

2022年4月22日 全9頁

企業のサステナビリティ情報の開示に関す る国際的な基準案が公表

ISSB の公開草案について Q&A 形式で解説①

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2022 年 3 月末、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB) は①「IFRS S1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項(General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information)」、②「IFRS S2 気候関連開示(Climate-related Disclosures)」の二つの公開草案を公表した。
- 前者は企業の重要なサステナビリティに関するリスク・機会の情報を投資家に向けて 開示することを求める基準である。後者は気候変動をテーマとした基準であり、投資家 が企業価値に対する気候関連のリスクと機会の影響を評価できるようにする情報の開 示を企業に求めるものである。
- 気候変動については現在 TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) の基準を参照 とした開示が多く見られるが、将来的には、ISSB の国際的かつ統一的な基準へと移行していくことが想定される。
- 本稿では前後編に分けて、これらの公開草案について、基準の概要に加え、どのような 対応が求められているのかについて、Q&A 形式で解説する。まず、今回は①「IFRS S1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項」を取り上げる。

1. 企業のサステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準案が公表

2021年11月、国際会計基準(IFRS)の設定に関わるIFRS 財団は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の設立を公表した。ISSB は既存のサステナビリティ情報の開示基準を統一しつ、国際的に比較可能な情報を開示するための基準を提供することを目指している¹。

ISSB は 2022 年 3 月末に、①「IFRS S1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項(案)([Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-

¹ 詳しくは、拙著「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)設立の公表と基準策定の方向性」(2021年12月22日、大和総研レポート)を参照。

related Financial Information)」、②「IFRS S2 気候関連開示 (案) ([Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures)」という二つの公開草案を公表した²。

①「IFRS S1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項(案)」は、企業の重要なサステナビリティに関するリスク・機会の情報を投資家などに向けて開示することを求める基準である。企業が ISSB の基準に沿ってサステナビリティ情報の開示を行う上では、まずこの全般的要求事項に準拠することとなる。

全般的要求事項に加え、特定のテーマ(例えば、気候変動など)ごとに定められた ISSB の基準がある場合には、企業はその基準にも準拠することが求められる。②「IFRS S2 気候関連開示(案)」は、気候変動をテーマとした ISSB の基準であり、投資家が企業価値に対する気候関連のリスクと機会の影響を評価できるようにする情報の開示を企業に求めるものである。

両公開草案について、ISSB は 2022 年 7 月 29 日までコメント募集を行い、そのコメントを踏まえて 2022 年後半にさらに議論を進め、2022 年中に基準を策定することを目指している。

ISSB がこれらの公開草案を優先的に作成・公表した背景には、サステナビリティ情報の開示の基礎となる全般的要求事項と、特に企業価値への影響の緊急性が高いとみられている気候変動に関する情報開示の基準は重要性が高いことがある。気候変動に関する情報開示は、現在はTCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)の基準を参照とした開示が多く見られ、各国の開示規則も TCFD の基準に沿うことを求めている場合も多い。しかし、将来的には ISSB の基準が国際的に利用されるようになることが想定されるため、動向を注視しておく必要があると考えられる。

これらの公開草案について、前後編に分けて、基準の概要に加え、どのような対応が求められているのかについて、Q&A形式で解説する。まず、前編となる本稿では①「IFRS S1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項(案)」を取り上げる。

2. サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項

(1) 概要

サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項(以下、全般的要求事項) は、財務報告の主要な利用者(投資家など)が企業価値を評価し、企業にリソースを提供するか どうかを決定する際に、投資家などに役立つ重要なサステナビリティに関するリスク・機会の 情報の開示を企業に要求することを目的としている。

この目的に基づいて、全般的要求事項は図表1の情報の開示を求めている。TCFD 提言と同様、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という4つの柱に基づいて情報の開示を要求している。

² https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/03/issb-delivers-proposals-that-create-comprehensive-global-baseline-of-sustainability-disclosures/



-

図表 1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項の概要

	開示	投資家などが、企業のサステナビリティに関するリスク・機会をモニタリング・管理
	目的	するためのガバナンスのプロセス等を理解するため
		サステナビリティに関するリスク・機会をモニタリングするガバナンス機関に関す
		る情報、およびそのプロセスにおける経営者の役割(具体的には以下を開示)
		・ サステナビリティに関するリスク・機会のモニタリングに責任を負う機関、また
		はその機関のメンバー
		・ サステナビリティに関するリスク・機会に対する責任が取締役会の義務や企
	開示事項	業の方針などにどのように反映されているか
		・ サステナビリティに関するリスク・機会に対応するための戦略を監督する上で
		適切なスキルが利用可能であることを取締役会がどのように確保するか
		・ 取締役会や委員会がサステナビリティに関するリスク・機会について報告を
±2°		受ける方法、頻度
ガバナンス		・ 取締役会や委員会が企業の戦略、主要な取引に関する決定、リスク管理方
		針などを監督する際にサステナビリティに関するリスク・機会についてどのよ
		うに考慮するか
		・ 取締役会や委員会が重大なサステナビリティに関するリスク・機会に関連す
		る目標の設定、進捗状況をモニタリングする方法(関連する業績指標が報酬
		方針に組み込まれるか、およびどのように組み込まれるかを含む)
		・ サステナビリティに関するリスク・機会の評価と管理における経営者の役割
		の説明(その役割が特定の管理職または委員会に委任されているか、管理
		職または委員会に対してどのようにモニタリングが行われているか、特定の
		管理と手順がサステナビリティに関するリスク・機会の管理に適用されている
		か、適用されている場合は、それらが他の内部機能とどのように統合されて
		いるかに関する情報を含む)
	開示	投資家などが、重大なサステナビリティに関するリスク・機会に対処するための企
	目的	業の戦略を理解できるようにするため
		短期、中期、長期にわたって、ビジネスモデル、戦略、キャッシュ・フロー、資金調
		達、資本コストに影響を与える可能性があると合理的に予想される重大なサステ
	開示事項	ナビリティに関するリスク・機会(具体的には以下を開示)
		・ 重大なサステナビリティに関するリスク・機会の説明、およびそれぞれが短
		期、中期、長期にわたってビジネスモデル、戦略、キャッシュ・フロー、資金調
		達、資本コストに影響を与えると合理的に予想される期間
		・ 短期、中期、長期をどのように定義し、これらの定義が企業の戦略的計画、
		資本配分計画にどのようにリンクされているか
戦略		重大なサステナビリティに関するリスク・機会の企業のビジネスモデルに対する
		現在および予想される影響を、投資家などが理解できるようにする情報(具体的
		には以下を開示)
		・ 重大なサステナビリティに関するリスク・機会のバリューチェーンに対する現
		在および予想される影響
		・・バリューチェーンのどこに重大なサステナビリティに関するリスク・機会が集
		中しているかの説明(地理的領域、施設または資産の種類、インプット、アウ
		トプット、流通チャネルなど)
		企業の戦略および意思決定に対する重大なサステナビリティに関するリスク・機
		会の影響を、投資家などが理解できるための情報(具体的には以下を開示)
		・ 重大なサステナビリティに関するリスク・機会にどのように対応しているか



	1	
		・ 以前の報告期間に開示した計画の進捗に関する定量的・定性的情報
		サステナビリティに関するリスク・機会の間のトレードオフについて企業が考
		慮したこと
		重大なサステナビリティに関するリスク・機会が企業の報告期間に係る財政状
		態、財務実績、キャッシュ・フローなどに与える影響を、投資家などが理解できる
		ようにする定量的な情報(具体的には以下を開示、定量的情報を開示できない場
戦略		合、定性的情報を開示)
	開示事項	・ 重大なサステナビリティに関するリスク・機会が直近に報告された財政状態、
		財務実績、キャッシュ・フローにどのように影響したか
		 ・ 次の会計年度内に財務諸表で報告される資産および負債の帳簿価額に重
		要な(material)調整が生じ得るという重大なリスクがある、特定されたサステ
		ナビリティに関するリスク・機会に関する情報
		た、時間の経過による財政状態の変化の予想(以下を反映する)
		財政状態への予想される影響
		② 戦略を実施するための資金に関する計画
		重大なサステナビリティに関するリスク・機会に対処するための戦略を前提と
		した、時間の経過による財務実績の変化の予想
		戦略のレジリエンス(サステナビリティに関連する不確実性に適応するための企
		業の能力)の分析に関する情報
		・ 企業の重大なサステナビリティに関するリスク・機会から生じる不確実性に
		適応する能力を、投資家などが理解できるための情報
		・ 重大なサステナビリティに関するリスクに関連する戦略とキャッシュ・フロー
		のレジリエンスの定性的分析(分析の実施方法や期間などを含む。該当する
		場合は定量的分析)
	開示	投資家などが、企業のサステナビリティに関するリスク・機会を特定、評価、管理
	目的	するための 1 つまたは複数のプロセスを理解できるようにするため
		・ サステナビリティに関するリスク・機会を特定するための 1 つまたは複数のプ
	開項目	ロセス
		・・・リスク管理の目的でサステナビリティに関するリスクを特定するために使用
		する1つまたは複数のプロセス(以下に該当する場合を含む)
		① リスクに関連する可能性と影響をどのように評価するか(定性的要因、
		定量的閾値、および使用されるその他の基準など)
		② リスク評価ツールの使用を含め、サステナビリティに関するリスクが他
		のリスクと比較してどのように優先付けされているか
リスク管理		③ 使用する入力パラメーター(例えば、データソース、対象となる事業の範
リヘン日生		
		囲、仮定の粒度など)
		④ 以前の報告期間で使用されたプロセスからの変更
		・ サステナビリティに関する機会を特定、評価、優先付けするための 1 つまた
		は複数のプロセス
		・ サステナビリティに関するリスク・機会(関連する方針を含む)をモニタリン
		グ、管理するための 1 つまたは複数のプロセス
		・サステナビリティに関するリスクの特定、評価、管理のプロセスが、企業の全
		体的なリスク管理プロセスに統合される程度と方法
		・サステナビリティに関する機会の特定、評価、管理プロセス、または複数の
		プロセスが、企業の全体的な管理プロセスに統合される程度と方法



	開示	投資家などが、企業が重大なサステナビリティに関するリスク・機会をどのように
指標と目標	目的	測定、モニタリング、管理するかを理解できるようにするため
		サステナビリティに関するリスク・機会を管理、モニタリングするために使用する
		指標、設定した目標に向けた進捗状況を含む実績の測定に使用する指標
		・ 指標が企業によって開発された場合、以下を開示する
		① 指標がどのように定義されているか
		② 指標が第三者によって検証されているか(検証されている場合は当該
		第三者の名称)
		③ 目標の進捗を計算する際に使用された方法と入力の説明(重大な仮定
		などを含む)
	開示	・ 戦略目的の達成に向けた進捗状況を評価するために設定した目標(以下を
	項目	含む)
		① 使用される指標
		② 目標に係る期間
		③ 進捗を測定するための基準となる期間
		④ マイルストーン(中間目標)
		・ 開示された目標に対する実績、実績の傾向、重大な変化の分析、目標の変
		更、変更に関する説明
		・ 指標や目標が再定義、もしくは置き換えられた場合には、変更の説明など
		(置き換えの場合、置き換えられた指標の方が有用である理由を含む)
(ILLEC) ICCD (O	000) # [D	

(出所) ISSB (2022) "[Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information"より大和総研作成

(2) 全般的要求事項に関する Q&A

企業が(1)の全般的要求事項の各項目を開示していく上で、留意すべきポイントについて、Q&A 形式で解説する。ただし、以下のQ&A はあくまでも ISSB の公開草案などの資料を読み解いた上での筆者の見解を示したものであり、必ずしも ISSB の見解や最終的な基準と合致するものとは限らないことには注意が必要である。

Q1.「重大なサステナビリティに関するリスク・機会」の「重大」かどうかはどのように判断するのか?判断の閾値などは設けられているのか?

A1. 「重大な (significant) サステナビリティに関するリスク・機会」の "significant" の 定義は現状定められていない。

一方で、企業は「重大な (significant) サステナビリティに関するリスク・機会」に係る重要な (material) 情報を開示することを求められており、この "material" については定義されている。

"material"の定義として、企業価値に影響を与えるサステナビリティに関するリスク・機会についての洞察を提供する情報(=サステナビリティに関する財務情報)は、その情報を省略、誤記、または曖昧にすることが、投資家などが特定の報告企業の報告に基づいて行う決定に影響を与えると合理的に予想される場合に"material"であるとされている。また、"material"



ではない情報の開示をする必要はないとされている。

あくまでも重要性 (materiality) は各企業固有のものであり、ISSB の基準は重要性の閾値や、 特定の状況で何が重要になるかを指定するものではない。また、重要性 (materiality) に関す る判断は各報告日に再評価される。

なお、企業は、投資家などの判断に影響を与えると合理的に予想されるサステナビリティに関するリスク・機会を特定する上では、ISSBの基準と矛盾しない範囲で、SASBスタンダード、ISSBの強制力のないガイダンス(CDSBフレームワークのガイダンスなど)、他の基準設定機関の最新の公表物、同じ業界や地域の企業が使用している指標を考慮することが求められている。

Q2. バリューチェーンに関する開示を行うことが求められているが、バリューチェーンの定義や 範囲は?

A2. バリューチェーンは、「企業のビジネスモデルおよび外部環境に関連するあらゆる活動、 リソース、および関係」と定義されている。つまり、企業の製品・サービスの提供に係る上流・ 下流の全てのプロセスが含まれるものと考えられる。

ただし、ISSB の基準で開示が求められているのは、重要な (material) サステナビリティ情報である。バリューチェーンの定義自体は広範であるものの、開示すべき情報は投資家が企業価値を評価するために必要な情報に限られる。

Q3. サステナビリティ情報を開示する上では、連結ベース、単体ベースのどちらで開示すればいいのか?

A3. 企業のサステナビリティに関する財務情報の開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に係るものである必要がある。例えば、報告企業がグループ会社である場合、投資家が親会社、子会社をあわせた企業価値を評価できるようにするためにも、連結ベースでサステナビリティ情報の開示を行うことが必要であると考えられる。

Q4. ISSB の基準に準拠する上では、全般的要求事項で求められている全ての事項を開示しなければならないのか?また、全般的要求事項だけ満たし、テーマ別の基準(気候関連開示) に基づいた開示は行わないことはできるのか?

A4. 全般的要求事項では、基本的には各開示事項について"shall disclose" (開示しなければならない) とされている。現時点では一部のみを開示することを認める記述は確認できないため、基本的には全ての事項を開示するものと考えられる。ただし、"material"ではない情報の開示をする必要はないとされている点には注意が必要である。そのほか、各国の法律や規制で開示が禁止されている情報については、開示の必要はないとされている。

また、企業のサステナビリティに関する財務情報の開示が ISSB の基準の全てに準拠している



場合には、企業は準拠に関する声明を行うものとされている。つまり、ISSB の基準に準拠しているというためには、企業はテーマ別の基準を含め全ての ISSB の基準に沿った開示を行っている必要がある。ただし、"material"ではない情報の開示をする必要はないということを踏まえると、自社の事業等と関連性の薄いテーマの基準に関する情報について、重要性がないため開示をしていなかったとしても、ISSB の基準に準拠していると認められる場合も考えられるだろう。

Q5. ISSB の基準に準拠するためには、財務報告において IFRS を適用している必要があるのか?また、逆に IFRS 適用企業は必ず ISSB 基準に基づいた開示を行わなければならないのか?

A5. 企業の財務諸表が IFRS またはその他の GAAP (一般に認められている会計基準) に従って 作成されている場合、企業は ISSB の基準を適用することができるとされている。つまり、必ず しも IFRS を適用している必要はない。

また、ISSB の基準は IFRS 適用企業に対して必ず基準に沿うことを求めてはいない (ISSB の 基準を適用するか否かは各国の当局が定めるものと考えられる)。

- Q6. ISSB の基準に基づいた開示はどのタイミングで、どの期間について、どこで開示を行う必要があるのか?統合報告書における開示のように、別の報告書で財務報告から少し遅れたタイミングでの開示も認められるのか?
- **A6.** 企業は関連する財務諸表と同時に、財務諸表と同じ報告期間についてのサステナビリティに関する財務情報を開示しなければならないとされている。

また、開示場所については、一般目的財務報告(投資家などの意思決定に役立つ、開示企業に関する財務情報の提供)の一部として開示することが求められている。ただし、財務報告の中のどこで開示するかについては指定されておらず、他の開示媒体の情報を参照することも認められている(この場合、他の開示媒体の情報も ISSB の基準に沿っている必要がある)。

- Q7. 将来事項に関する予測などの情報開示が求められている部分があるが、これらの開示について、一定のいわゆるセーフハーバー・ルール(発行体が誤解を生じさせることを知って記載したことなどを原告が立証できない場合、発行体の法律上の責任が免除されるルール)などは設けられているのか?
- A7. 法律上の責任については各法域で定められることであり、ISSB の基準で何かしらの規定が設けられているものではないと考えられる。

ただし、全般的要求事項では、例えば企業は重大な見積もりの不確実性を有する指標を特定し、見積りの不確実性の原因、性質、不確実性に影響を与える要因を開示しなければならないとされている。また、仮に前期の開示に重要な (material) 間違いがあった場合には、修正をすることなどが求められている。こうした開示を通して、投資家などが将来情報の不確実性等につ



いて理解できるようにしているものと考えられる。

Q8. そのほか、サステナビリティ情報を開示する上で留意すべきポイントはあるか?

A8. 全般的要求事項には、付録 C において有用なサステナビリティ情報の特徴として、開示の上で考慮すべき特性に言及されている。これは、既存のサステナビリティ情報の開示基準の開示原則と共通するものであり、「関連性」、「重要性」、「忠実性(完全性、中立性)」、「比較可能性・一貫性」、「検証可能性」、「適時性」、「簡潔性(わかりやすさ)」が挙げられている³。開示を行っていく上では、これらを念頭に置くことも重要であろう。

3. 国内における規制の動向にも注視する必要がある

2. で確認した通り、全般的要求によって、企業が重要(material)と判断したサステナビリティ情報については、テーマにかかわらず開示を行っていくことが求められる。しかし、ISSB自体は、ISSBの基準を適用することを必須としているわけではなく、企業に対して適用を義務付ける権利も持たない。IFRSと同様に、各国の当局が ISSBの基準を適用するかどうかを判断することとなるだろう。ただし、ISSBは、公表した ISSBの基準はあくまでベースラインであり、各国がこれらの基準に沿った、もしくは上乗せした規制を導入することを期待しているものと考えられる。

先述の通り、現時点においては、TCFD 提言の適用が進んでおり、わが国のコーポレートガバナンス・コードでも 2021 年の改訂によって、特に東京証券取引所プライム市場上場会社に対して TCFD 提言への対応が求められている。しかし、TCFD を設立した金融安定理事会 (FSB) は TCFD 提言から ISSB の基準への移行を示唆するロードマップを 2021 年 7 月に公表している。

わが国では、ISSB の基準への移行に係る動向として、ISSB のアジアオフィスを東京に設置することが提案されているほか、FASF(財務会計基準機構)のもとに SSBJ (サステナビリティ基準委員会)を設立することを予定し、既に SSBJ 設立準備委員会で議論が進められている。SSBJでは、わが国で ISSB の基準をどのように扱うのかや、ISSB の基準案へのコメントの検討などを行っていくこととされている。

有価証券報告書における開示についての議論を行っている金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、サステナビリティ情報の開示について、まずは「ガバナンス」、「リスク管理」の開示を必須とし、「戦略」、「指標と目標」の開示は任意とすることを検討している。

ISSB は、今回公表した二つの公開草案を 2022 年中に最終化することを目指していると示している。現時点では、これらの基準の適用時期や、経過措置が認められるのかなどについては明示

³ 各サステナビリティ情報の開示基準における開示原則について、詳しくは藤野大輝、大和敦「乱立する ESG 情報の開示基準とその現状」(2021年1月12日、大和総研レポート)を参照。



されていない。

ISSB の基準が適用される時期には、わが国でも ISSB の基準が導入され、有価証券報告書において「戦略」や「指標と目標」の開示も義務化されるようになるのかなど、今後も注視が必要であろう。

